



国土交通省



吉富町



上毛町



中津市

令和2年3月13日
九州地方整備局
山国川河川事務所
吉富町
上毛町
中津市

山国川下流地区の「かわまちづくり」計画が新規登録されました

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組”かわまちづくり”を推進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、市町村等からの申請にもとづき計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。

令和2年3月13日付けで、山国川下流地区の「かわまちづくり支援制度」に係る計画が新たに登録されました。

なお、登録証の伝達式については、日程が決まり次第、別途お知らせ致します。

・添付資料：別紙－1 山国川かわまちづくりの概要

別紙－2 かわまちづくり支援制度の概要

※今後、関係者への説明や協議・調整を行いながら、丁寧に進めて参ります。

<かわまちづくり支援制度>

“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

《 かわまちづくり HP : <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/> 》

【問い合わせ先】国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所 電話：0979-24-0571（代表）

技術副所長 井上 幸治（内線 204）

管理課長 村田 孝行（内線 331）

吉富町 電話：0979-24-4071（企画財政課直通）

企画財政課長 奥田 健一（内線 165）

企画財政課主幹 別府 真二（内線 161）

上毛町 電話：0979-72-3111（代表）

総務課長 岡崎 浩（内線 110）

総務係長 宮吉 保男（内線 111）

中津市 電話：0979-22-1111（代表）

観光推進課長 栗山 昌也（内線 390）

観光推進課主幹 渋谷 正芳（内線 321）

やまくにがわかりゆうちく
「山国川下流地区かわまちづくり」(福岡県吉富町・上毛町、大分県中津市)

別紙-1

対象河川：一級河川 山国川水系山国川、中津川 【国管理河川】

市町村名：福岡県吉富町、福岡県上毛町、大分県中津市

推進主体：吉富町、上毛町、中津市



1. 概要

山国川流域の下流域には中津城等を中心とした城下町の風情が残る市街部が広がり、歴史、文化及び観光の豊富な資源を有している。福岡県吉富町、上毛町、大分県中津市の1市2町では、関係自治体が連携し、これらの資源を活用した広域的な観光振興とともに、新たな観光資源の創出やまちのにぎわいづくりに取り組んでいます。

この取組を充実させるため、本計画では、吉富町、上毛町、中津市の1市2町が交わる山国川下流域を対象に、親水性を考慮した水辺整備や、観光拠点などのまちなかのスポットをつなぐサイクリングネットワークを充実させることで周遊・回遊性を高め、地域の魅力の向上、観光振興の促進・地域活性化などを図ります。

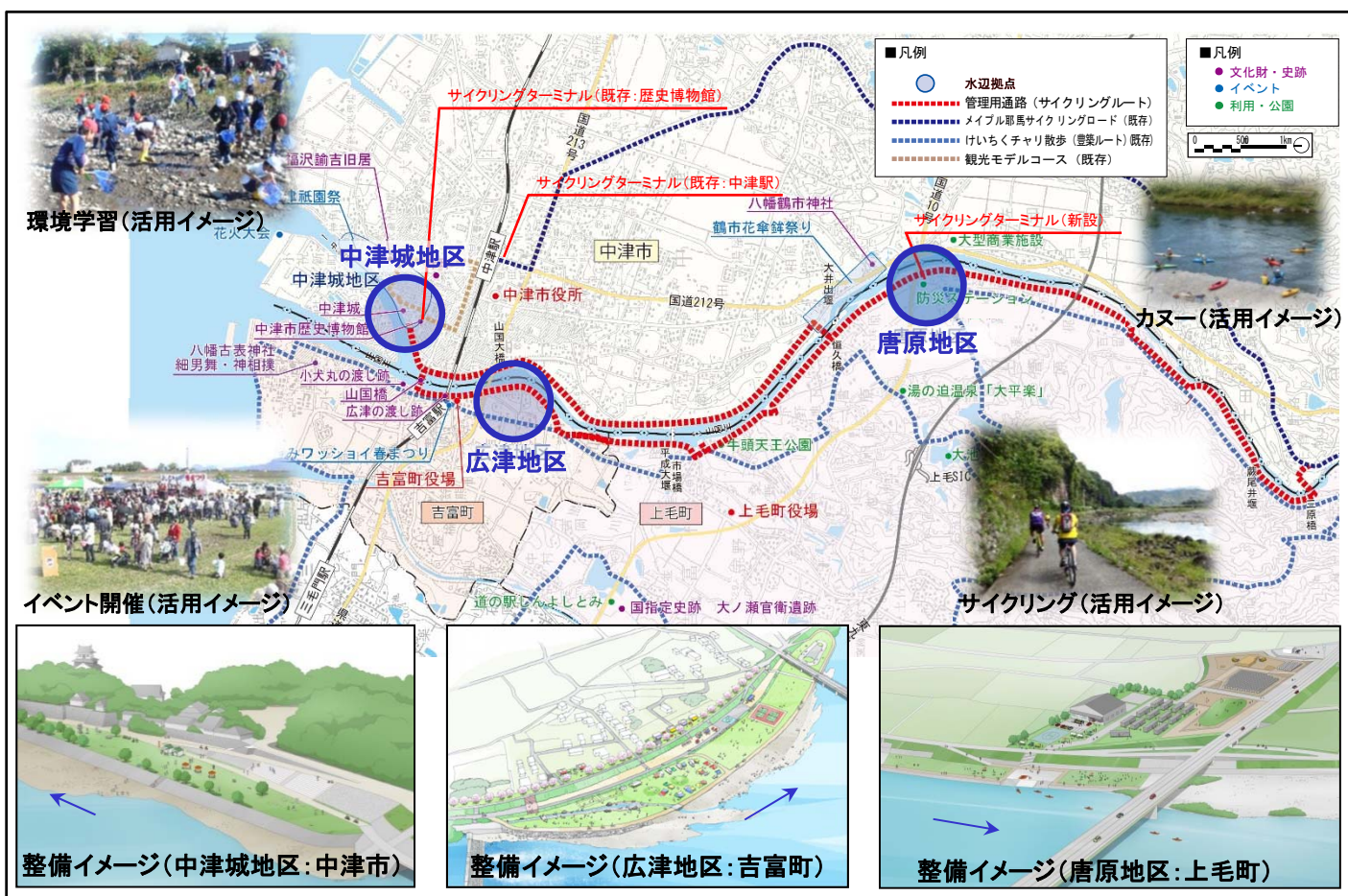
国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード整備の内容

国土交通省：河川管理用通路、親水護岸 等 吉富町、上毛町、中津市：案内看板、トイレ、東屋 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等 吉富町、上毛町、中津市：情報発信 等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

かわまちづくり支援制度 ～良好なまち空間と水辺空間の形成～

別紙-2

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

【 支援制度による支援 】

<ソフト対策>

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

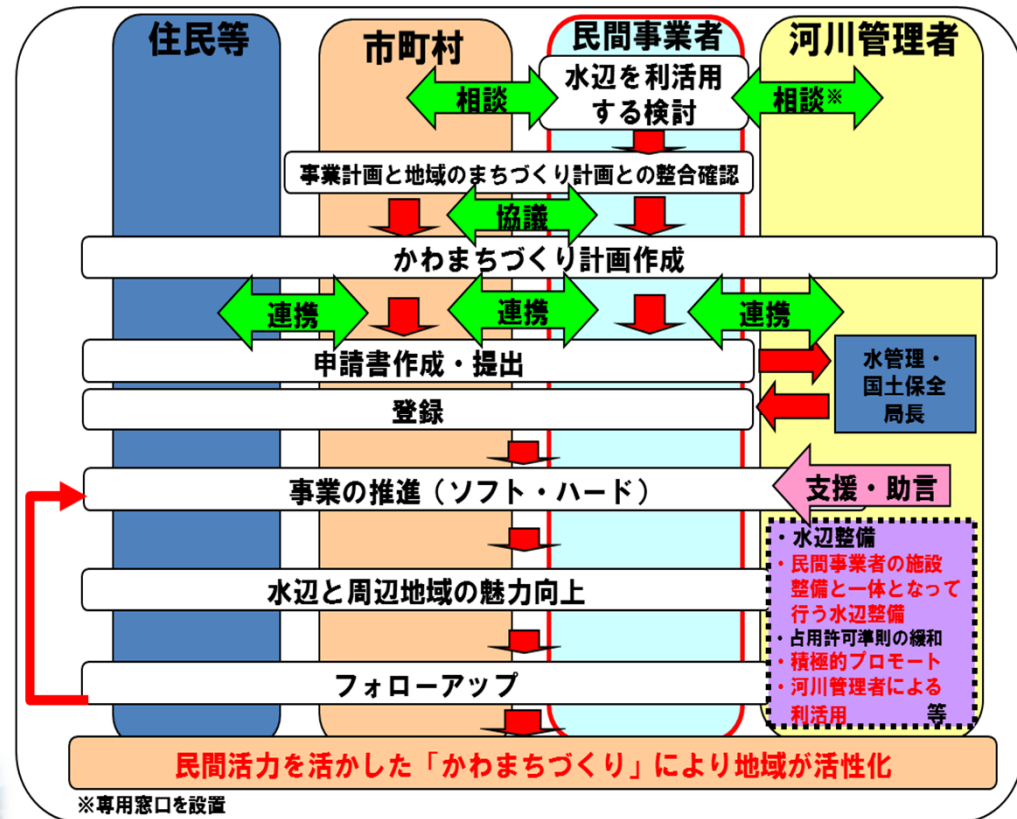
<ハード支援>

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【 活用例 】



【 申請に関する手順フロー 】



【登録の条件】※229地区登録（令和2年3月時点）

- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象